

## (仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書に係る答申 (案)

## 1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されており，事業実施による保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化などの森林機能への影響を回避又は十分に低減すること。
- (2) 事業区域周辺の住民の生活環境に配慮し，風力発電設備の住居からの一層の隔離確保に努めること。
- (3) 環境影響の調査を行うに当たっては，必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに，環境影響の予測については，可能な限り定量的な手法を用いること。
- (4) 事業区域周辺の住民，立地する七ヶ宿町及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

## 2 個別的事項

## (1) 騒音

イ 工事用資材等の搬出入における道路交通騒音の調査，予測及び評価に当たっては，事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で，影響が最大となる地点を設定すること。

ロ 施設の稼働における騒音等の影響については，風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく，平成 30 年 10 月に WHO が改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど，最新の知見に基づいて，適切に評価すること。

## (2) 水質

調査地点「水質 3」及び「水質 4」について，より上流への設定について検討し，適切に調査，予測及び評価すること。

## (3) 地形及び地質

事業区域内に存在する土砂災害特別警戒区域等（土石流）に指定されている溪流（坂の下沢）の流域に対して影響を及ぼす可能性のある風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置を避けること。やむを得ず設置を行う場合は，影響が当該流域に及ばないように十分な対策を検討すること。

また，地すべり地形における風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検

討に当たっては、安全側での評価となるよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (4) 動物

イ 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する機種への採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 高空を飛ぶコウモリについては、高光度 LED ライト調査により、高さ 150メートル程度を照射し、8月中旬から9月中旬の間に実施すること。また、遠赤外線ビデオカメラの活用についても検討すること。

ハ 溪流沿いに生息するカワネズミを対象とした捕獲調査については、捕獲後個体が死亡しないような措置を講ずること。

ニ カエル類の鳴き声調査を実施すること。

ホ 沈砂池が、新たな水生生物の生息の場となる可能性を踏まえ、沈砂池の計画地付近における水生生物の調査を行い、影響について、予測及び評価すること。

ヘ 事業区域の中央部に猛禽類の調査地点を追加すること。併せて、調査地点から上空及び周囲の山肌が視認可能な措置を講ずること。

ト 事業区域の北部林道沿いにおいて、ミゾゴイ及びフクロウ類を対象とした夜間調査を実施すること。

#### (5) 植物

イ 拡幅工事等が行われる可能性がある事業区域南側の林道には、自然度の高い溪畔林（サワグルミ群落）が確認されていることから、これら群落への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 重要な植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があるため、地形改変による直接的な影響だけではなく、間接的な影響についても予測及び評価すること。

#### (6) 生態系

クマタカを上位性注目種とした餌資源の影響予測をするため、雪解け期におけるノウサギの糞粒調査を実施すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

(8) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、調査地点1地点あたり5か所程度、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、適正な管理等ができるよう検討すること。